

源泉徴収義務者の皆様へ

毎月の徴収高計算書の提出と納税は
**e-Tax (WEB版) とダイレクト納付が
簡単で大変便利です！！**

自宅のパソコンからすべて手続きできます！

ソフトのダウンロードが不要です！

電子証明書は必要ありません！

手数料はかかりません！

ステップ 1
P3~5



**国税ダイレクト方式電子納税届出書を
税務署に提出します**

- 届出書用紙は、17ページでございます。
- 記載例は、法人の方は3ページ、個人の方は4ページをご覧ください。
- 金融機関にお届けの印鑑を押印して税務署に提出
- 1ヶ月程度で利用可能となります。
- 確定申告書について、e-Taxを利用している方には、**納付書は送付されません。**

【利用可能金融機関(むつ税務署管内の場合)】
青森銀行 みちのく銀行
ゆうちょ銀行 青い森信用金庫

e-Taxを初めて利用する方

既にe-Taxを利用されている方

ステップ 2
P6~8

**e-Taxソフト(WEB版)から
電子申告開始届出書を作成して送信します**

- 住所、氏名、暗証番号等を入力し、そのまま送信。
- e-Taxを利用するための利用者識別番号が即時に払い出されます。

既に電子申告等をされている方は、ステップ2の手続きは必要ありません。

また、申告等を税理士に依頼されている方は、既に税理士が電子申告開始届出書を提出している場合もありますので、事前に、提出の有無及び利用者識別番号、暗証番号を確認願います。



ご不明な点は、むつ税務署 管理運営部門へお尋ねください。

電話 0175-22-3294

※ 音声案内が流れますので、「2」番を選択してください。

**ステップ 3へ
裏面へ続く**

ステップ3 P9

国税ダイレクト納付登録完了の確認をします

- 国税ダイレクト納付が利用可能となると、e-Taxソフト(WEB版)の「メッセージボックス」に「ダイレクト納付登録完了通知」が格納されますので、確認後、ステップ4に進みます。
- ※ 国税ダイレクト方式電子納税届出書の提出から1ヶ月程度で利用可能となります。



ステップ4 P10~14

e-Taxソフト(WEB版)から 徴収高計算書を作成して送信します

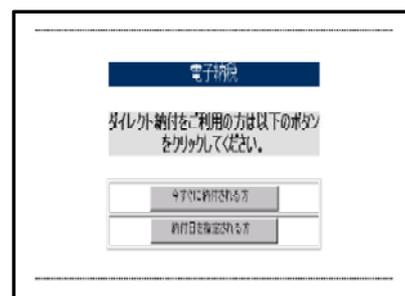
- 徴収高計算書の様式に「給与支払額」や「税額」等を入力して送信します。
- 電子証明書の添付は必要ありません。



ステップ5 P15~16

徴収高計算書の受信通知から そのままダイレクト納付します

- 徴収高計算書の受信通知の中に、ダイレクト納付をするためのボタンがあります。
- 「今すぐ納付する」又は「納付日を指定する」をクリックして納付する。



以上で手続きは終了です。
別紙の「操作要領」を参考にトライ
してみてください。

○ ゆうちょ銀行をご利用の方へ(記号番号記載時の注意事項)

前半の記号は必ず5桁となります。また、後半の番号は左詰で記載してください。

1. 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合(例)

お持ちのキャッシュカード・通帳で
記号が「1」から始まる場合

ゆうちょ銀行の記号・番号
1桁目…「1」
5桁目…「0」
後半の末尾…「1」
後半の番号は2桁以上8桁以下

◎ダイレクト納付利用届出書への記載例

記号	1 1 9 4 0	番号	1 2 3 4 5 6 7 1
そのまま	↓	そのまま	↓
記号番号	1 1 9 4 0	-	1 2 3 4 5 6 7 1

■【総合口座等の記号番号を確認できるもの】

①通帳の裏

記 号	番 号
1 1 9 4 0	1 2 3 4 5 6 7 1
おなまえ	
コクセイ タロウ 様	
おところ (郵便番号 123-4567)	
東京都千代田区霞が関3丁目1-1	

②キャッシュカードの表

記 号	1 1 9 4 0	-	1 2 3 4 5 6 7 1
番 号			
お名前 コクセイ タロウ			

※ 記号と番号の間に1桁の数字がある場合は、その1桁の数字は、届出書に記載する必要はありません。

2. 振替口座の場合(例)

記号が「0」から始まる場合
(一般振替口座)

ゆうちょ銀行の記号・番号
1桁目…「0」
5桁目…「0」
後半の番号は2桁以上6桁以下

◎ダイレクト納付利用届出書への記載例

記号	0 1 9 3 0	1	番号	1 2 3 4 5 6
そのまま	↓	↓	↓	そのまま
記号番号	0 1 9 3 0	-	1 2 3 4 5 6	

■【振替口座の記号番号を確認できるもの】

- ① 振替口座開設のお知らせ(口座番号欄)
振替口座を開設した際、加入者様に送付されます。
- ② 振替受払通知票
振替口座に受払いがあった場合、加入者様に送付されます。

源泉所得税の徴収高計算書をe-Taxで送信してダイレクト納付してみよう！

ステップ 2

【e-Taxソフト（WEB版）で開始届出書を送信しよう！】



①

e-Taxホームページを表示させます。

- ・検索ソフトで「e-Tax」と検索
- ・国税電子申告・納税システムをクリック
- ・『個人でご利用の方』をクリック
- ※『法人でご利用の方』からでも③の画面へ移ります。



②

画面を下にスクロール

- ・『e-Taxソフト（WEB版）』をクリック



③

利用規約等を確認して画面を下にスクロール

- ・「4 e-Taxソフト（WEB版）事前準備」から『事前準備セットアップ』をクリックして事前準備する。
- ・「7 e-Taxソフト（WEB版）の利用から『e-Taxソフト（WEB版）を利用する』をクリック



④

【開始届出書を提出しよう！】

- ・『開始届出書の作成・提出』をクリック

既に電子申告等を利用されている方は、開始届出書を提出する必要はありません。
また、申告等を税理士に依頼されている方は、既に税理士が電子申告開始届出書を提出している場合がありますので、事前に、提出の有無及び利用者識別番号、暗証番号を確認願います。



⑤

- ・『個人の方』をクリック
- ※ 法人の方は『法人の方』をクリック



⑥

- ・氏名・フリガナ等を入力
- ・『次へ』をクリック



⑦

- ・郵便番号・住所等を入力
- ・『次へ』をクリック



⑧

- ・暗証番号・納税用確認番号 (自分で任意に設定) 等を入力
- ・『確認』をクリック



⑨

これまで入力された内容が表示されるので確認する。
この内容は、『保存』・『印刷』しておく。
・『送信』をクリック



⑩

利用者識別番号が払い出される。
この内容は、『保存』・『印刷』しておく。
・『次へ』をクリック

次に徴収高計算書の作成・送信とダイレクト納付を行います。事前に「国税ダイレクト方式電子納税届出書」を税務署に提出する必要があります。

ダイレクト納付は、提出から約1か月で利用可能となります。

※ 徴収高計算書の作成・送信は可能です。

ステップ 3

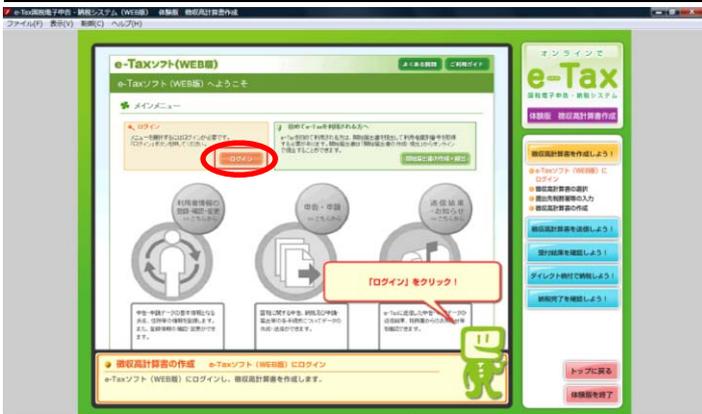


ダイレクト納付が利用可能となったかの確認は、e-Tax (WEB版) にログインし、

- ① 『送信結果・お知らせ』
- ② 「メッセージボックス一覧」の『次に進む』の中に「ダイレクト納付登録完了通知」のメッセージがあることを確認して以下の操作に進んでください。

ステップ 4

【e-Taxソフト (WEB版) で徴収高計算書を送信して納付しよう！】



①

【徴収高計算書を作成しよう！】

- ・『ログイン』をクリック

※ P 6 ④の画面



②

- ・利用者識別番号を入力
- ・暗証番号を入力
- ・『ログイン』をクリック

※ 電子証明書の登録確認メッセージが表示された場合には、『スキップ』をクリック



③

- ・『申告・申請』をクリック



④

- ・「新規作成」の『操作に進む』をクリック



⑤

- ・「徴収高計算書を提出する」欄の『給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納期特例分)』を選択

※ 毎月納付の方は(一般)を選択



⑥

- ・「提出先税務署」等を確認して『次へ』をクリック



⑦

- ・「納期等の区分」等を入力する。
- ・画面を下にスクロール
- ・『次へ』をクリック



⑧

- ・徴収高計算書の内容を入力する。
- ・『次へ』をクリック



⑨

【徴収高計算書を送信しよう！】
 入力した内容を確認する。
 ・『次へ』をクリック



⑩

・『送信』をクリック



⑪

・「即時通知」の内容を確認して『保存』又は『印刷』をする。
 ・『受信通知の確認』をクリック



⑫

「送信されたデータを受け取りました」のメッセージを確認する。



⑬

・『閉じる』をクリック



⑭

・『メインメニュー』をクリック



⑮

【受付結果を確認しよう！】
 ・『送信結果・お知らせ』をクリック



⑯

・「メッセージボックス一覧」の
 『操作に進む』をクリック



⑰

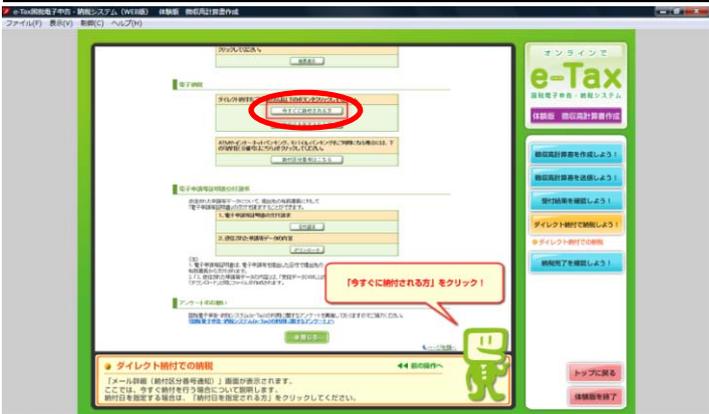
・「給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書」を選択



⑱

メッセージの内容を確認する。
・『今すぐに納付される方』を
クリック

ステップ 5



- 19
- 【ダイレクト納付で納付しよう!】
 - ・『今すぐに納付される方』をクリック
 - ※ 納付日を指定する方は『納付日を指定される方』をクリック

ダイレクト納付を利用される場合には、事前に「国税ダイレクト方式電子納税届出書」を税務署に提出する必要があります。提出から約1か月で利用可能となります。



- 20
- 預貯金口座と納付の内容を確認する。
 - ・『はい』をクリック



- 21
- 「引き落とし処理中」のメッセージが表示



- 22
- ・画面を下にスクロール
 - ・『閉じる』をクリック



23

・「ダイレクト納付完了通知」を選択



24

「引き落とし完了」のメッセージが表示されていることを確認

以上で徴収高計算書の作成・送信・納付がすべて終了です。

整理番号

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名 (法人名及び代表者氏名)

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号
ゆうちょ銀行	記号番号	(ゆうちょ銀行以外)

- 2 振替日時:納付情報送付日時
- 3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全
2 整理番号等未登録	5 その他
3 重複入力	

入	力	訂	正	入	力	送	付	登	録

金融機関番号

約 定

一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。

二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。

三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。

四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。

五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。

六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

A 印鑑相違	F 住所相違
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違
C 口座番号相違	H その他
D 口座該当なし	
E 名義人相違	

(備考)

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

(口座識別番号)

(認証番号)